

介護認定対象者の状態変更時における認定調査等の留意点について

1. 状態変更等による申請の調査について

(1) 状態変更等による認定調査の実施時期

原則、調査対象者の状況が、以下①②を満たす場合に、調査をお願いいたします。

- ① 心身の状態が変化（悪化・良化）してから、安定して経過^{*}している。
- ② 過去1週間以上、環境変化（入退院、転院、施設入所等）がない状態である。

※「要介護認定調査 認定調査員テキスト2009（改訂版）」のP6に、

下記のように記載されていますので、申請日や調査日の判断をお願いいたします。

- 原則として、1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了することとしているが、1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。
- また、入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、介護保険によるサービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明する。

例えば、認知面の低下等が見られる場合、環境変化（入退院・転院・入所等）によって状態不安定になりやすく、「有無（BPSD）」の評価をするには、環境変化と心身の状態が変わらなくなり、1ヶ月以上は経過をみていただく必要があります。

また、急性期の疾患等（発熱・肺炎・疾病状況急変・転倒等）による身体状況の変化がある場合は、治療等が終了かつ、心身の状態が安定して、1週間以上は経過をみないと、「能力」「介助の方法」等の評価が行えないため、調査時期の適正な判断をお願いいたします。

(2) 状態変更で至急の事情がある認定調査の実施時期

骨折受傷後や脳血管疾患等の発症後等の場合、原則、上記（1）に沿って実施していただきますが、急に入院から在宅に戻る等で、認定結果が早急に必要な事情がある場合は、必ず高齢介護課に調査時期のご相談をいただきますようお願いいたします。

(3) その他

上肢のみの骨折受傷の場合は、心身の状態が安定していれば、受傷より1週間経過した以降に調査の実施をお願いいたします。

2. 認定調査後に、状態変化があった場合の調査票の取扱いについて

(1) 調査時より状態変化があり再調査が必要な場合

調査時より大きく変化した場合は、当課へご相談いただきますようお願いいたします。その後、心身の状態を1週間以上経過を見ていただき、必要時には、上記1.に沿って、再調査をお願いいたします。また、身体状況の変化で受診している医師が違う場合等は、意見書の取り直しも必要となりますので、ご本人・ご家族等に意見書について確認をお願いいたします。

(2) 調査時より状態変化があるが再調査レベルでない場合

調査票に追記されたい場合は、必ず当課にご連絡いただき、特記事項の別紙に追記をして、窓口か郵送等で提出をお願いいたします。調査項目の選択肢が変わる場合は、調査対象者の状況と変更する選択項目について、明確に追記をしていただきますようお願いいたします。（原則、至急でない限り、当課職員は追記を致しません。）

3. 調査時期の目安例

- ・ 上肢のみの骨折受傷の場合は、心身の状態が安定していれば、受傷より1週間経過した以降
- ・ 開腹手術の場合は術後3週間経過した以降で、離床してのリハビリが始まっていること
- ・ 圧迫骨折、肋骨骨折の場合は最低2週間経過した以降※
- ・ 股関節、膝関節の手術後は3週間経過した以降で離床してのリハビリが始まっていること※

※できれば自宅での調査（退院後1週間経過していること）が望ましい

入院中の医療機関では支障がなかったが、退院後在宅生活ではバリアフリーでないため移動が困難であったり、2群・5群「介助の方法」の項目で困難さや不適切な状況が発生したりするケースが多く見受けられます。その場合、認定直後の区分変更申請や不服申し立てとなることも多く、手続きや再調査で対象者の負担となります。

急に退院して在宅生活になる等で、認定結果が早急に必要な事情がある場合や、判断に迷った場合は、必ず当課に調査時期のご相談をいただきますようお願いいたします。

【入院されている場合は…】

病院から家族にむけ入院診療計画書（場合によりクリニカルパスも添付）にて入院期間や術後の離床計画、退院時期の予定が説明されていることから、家族から状況を聞き取ったうえで適切な時期に調査が行えるよう配慮ください。